

2006 年 7 月 12 日

弁理士法の定める弁理士の懲戒に関する規定について

相澤英孝

弁理士法第 32 条以下では、弁理士の懲戒は、経済産業大臣がなすべきものとしている。懲戒の理由については、「弁理士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき」とされ(法第 32 条)、懲戒の申立てに関する規定はない。一方、日本弁理士会の会則では、弁理士会も、「会員が法若しくは法に基づく命令又は会則若しくは会令に違反した場合において、本会の秩序又は信用を害したときは、当該会員を処分することができる。」(会則第 49 条)としている。処分として、戒告、この会則によって会員に与えられた権利の 2 年を限度とする停止、経済産業大臣に対する懲戒の請求、退会が規定されている。そして、「弁理士会の秩序又は信用を害するおそれのある」場合に、経済産業大臣の認可を受けて、退会させることができるものとしている。

弁理士会は強制加入団体であるため、弁理士会による処分も弁理士法に基づく処分と同様に、弁理士の業務を適正化するための措置として位置づけられるものと考えられる。しかしながら、二つの懲戒手続が併存することについて問題がないかどうか、併存させる場合の両者の関連づけをどのようにすべきかということについての検討が十分になされていないのではないか、と思われる。

このような基本的な問題のほか、現在の弁理士法の運用を行う上で、弁理士法第 32 条の定める処分が、戒告、2 年以内の業務停止、業務の禁止に限られ、業務の停止による出願人等への影響などから、処分にあたった柔軟性が損なわれる虞がある。期間を定めた新規の授權の禁止など、柔軟な処分を可能とすべく、法の改正がなされるべきものと考えられる。